

市内公園の移動販売車等（キッチンカー等）出店規約

薩摩川内市

## 1. 本規約等の履行

公園の一部を活用した移動販売車等（キッチンカー等）の主催者及び出店者は、市内公園の移動販売車等（キッチンカー等）出店規約及び都市公園条例、普通公園条例、食品衛生法、消防法、その他関連法令を遵守してください。主催者及び出店者は、本規約に違反したと判断した場合には、その時期を問わず出店の取り消し、仮設物、出店品の撤去、変更を命じができるものとします。それに生じた出店者及び関係者の損害は補償しません。

## 2. 移動販売車等（キッチンカー等）が利用できる公園

番号	公園名	販売箇所数	期間	場所
①	向田公園	7 箇所	通年	神田町151番地
②	わんぱく広場	6 箇所	通年	運動公園町3030番地
③	野間島公園	5 箇所 (最大 7 箇所)	通年	中郷一丁目7番地
④	川内川宮里公園	20 箇所	限定 (花火大会等)	宮里町下水流地先

## 3. 申請者

申請者は、次の要件を全て満たす個人事業主、法人又は任意団体を対象とします。

- ①薩摩川内市が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱第3条第1項に規定する暴力措置対象法人等に該当しない者。
- ②薩摩川内市暴力団排除条例を遵守する者。
- ③申請者（その従事者含む）は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、団体またはその関係者、その他反社会的勢力に属しておらず、何ら関係を有していないものとします。万が一、当該事項に違反があると判明した場合は、主催者は出店許可の取り消しまたは出店の拒否を行います。

## 4. 出店者

出店者は、上記のほか次の要件を全て満たす方を対象とします。

- ①移動販売車を保有又はリースにより運用可能な者及びテント販売の者
- ②薩摩川内市内の営業を許可する公的機関の発行する営業許可を有する者
- ③生産物賠償責任保険（P L 保険）等に加入している者
- ④公園内で調理販売する場合は、営業許可の営業の種類が、自動車を用いた食品営業（飲食店営業）である者
- ⑤食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有している者
- ⑥保健所が定める適切な衛生管理と加工（調理等）ができ、販売品を衛生的に取り扱える者

## 5. 出店条件等

移動販売車等の出店場所等は次のとおりとします。

- ①出店は、1申請につき1台（1人1箇所）を基本に、公園管理者が指定したスペースとします。
- ②移動販売車等はスペース内に入る車両に限ります。
- ③出店スペースは事前予約とします。
- ④電源コンセントは事前予約とします。（向田公園のみ）
- ⑤事前予約は3箇月前、先着順、電話予約8時30分からとします。
- ⑥車止め（道路歩道）の鍵の貸出、返却は当日とし、土日及び祝祭日の場合は開庁日とします。
- ⑦出店できるものは移動販売車、テント（フライヤー）とします。
- ⑧出店スペース1箇所あたりの大きさは、各公園で決められておりますのでお問い合わせください。また、のぼりなどの持込は出店スペース内で使用をお願いします。
- ⑨出店時間は午前9時から午後21時までを基本とします。それ以外の時間帯での出店については、公園管理者に相談してください。
- ⑩準備及び片付けの時間は出店時間内とします。
- ⑪出店者はスペース以外での呼び込みなどの営業・販売を行うことはできません。

## 6. 使用料

- 移動販売車等の出店に伴う公園使用料は次のとおりとします。
- ①使用料は前納とし、申請後1週間以内に完納してください。また、使用日が1週間前以内の場合は使用日の前日までに完納してください。
  - ②既納の使用料は、天候不順を含め出店者の都合により出店を中止した場合は返還しませんので、留意願います。（災害の場合は除く）
  - ③移動販売車等の出店に伴う公園使用料として、1箇所につき1日あたり30円/m<sup>2</sup>を納入していただきます。  
(参考：30m<sup>2</sup>×30円/m<sup>2</sup>×1.1(税)×1日=990円)
  - ④電源コンセントは実費請求（基本料金除く）を納入していただきます。（向田公園のみ）

## 7. 利用の条件

- 移動販売車等による公園の利用を行う場合、次の内容について同意・遵守していただきます。
- ①食品衛生法その他関係法令を遵守し、食中毒の防止に万全を期すること。
  - ②移動販売車の搬入及び搬出は、公園施設や利用者に十分注意して出店者各自が行うものとし、販売終了後は原状回復すること。
  - ③出店者の責務で出店場所に廃棄物の分別回収箱等を設置し、購入者による廃棄物の散乱を防止するための対策を講じるとともに、販売終了後は清掃を行い、廃棄物（排水含む）は持ち帰り適正に分別処理すること。
  - ④公園内の水道や排水設備は使用不可を基本とし、出店に必要な物品は出店者各自が用意すること。
  - ⑤調理に火気を使用する場合は、必ず消火器を設置すること。
  - ⑥音楽等を流す場合は、公園の利用者や周辺住民の迷惑にならないような音量とし、状況によっては中止すること。
  - ⑦出店に起因する事故や苦情は、許可を受けた者及び出店者が全ての責任を負い誠意を持って対応するものとし、公園管理者は一切責任を負わない。
  - ⑧出店者の責めに帰する理由により、公園施設の全部又は一部を滅し、又は損傷したときは、その損害について賠償すること。
  - ⑨出店者の備品や販売品の盗難、破損及び紛失について公園管理者は一切責任を負わない。

- ⑩道具等の事前、事後の仮置きは認めない。
- ⑪直火は禁止。
- ⑫公園管理者が指定した販売品については公園施設に養生をすること。
- ⑬公園使用許可証の表示を行うこと。
- ⑭公園全体で行うイベントを優先するため申請後でもお断りする場合がありますのでご了承ください。
- ⑮年間計画の献血バスを優先します。(キッチンカー等は出店できません。)

## 8. 禁止行為と出店の停止

移動販売車等のサービスにあたり、次の事項は禁止とします。

また、本要件や公園管理者の指示に従わないと判断するなどの行為があった場合は、出店を停止していただく場合があり、お客様や他の出店者からのクレーム等がある場合は、次回以降の出店をお断りする場合があります。

- ①集会、演説、勧誘などの行為
- ②介助犬及び盲導犬以外の動物の持ち込み
- ③違法、危険な薬物、不要な可燃物の持ち込み
- ④持ち込んだものやゴミを持ち帰らず放置する行為
- ⑤公園管理者が許可した場所以外に立ち入る、荷物を置くなどの行為

## 9. 申請手続き

移動販売車等による利用を希望する方は、事前に相談のうえ出店希望日の2週間前までに「公園施設使用申請書」「普通公園施設使用許可申請書」のほか次の書類を公園管理者に提出してください。

- ①営業許可書一式の写し
- ②生産物賠償責任保険等の証明書の写し
- ③運転免許証

## 10. 申請及び相談先

申請等の手続きは次のとおりです。

薩摩川内市役所 建設部 都市整備課 公園緑地グループ（3階）

電話番号：0996-23-5111（内線3211、3213、3223、3231）

メールアドレス：koen@city.satsumasendai.lg.jp

## 11. その他

申請者が希望する出店日及び出店場所が重複した場合は、公園管理者において調整を図ります。なお調整が困難となった場合は抽選により決定するものとします。